

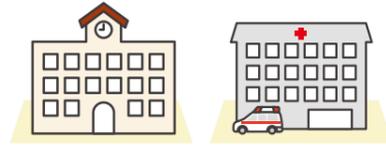
## 禁煙と喫煙のルール

屋内は原則禁煙となり、施設の種類によって、喫煙できる場所が決まります。

### 敷地内禁煙

学校や病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎の敷地内では、喫煙することができません。

※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所では、喫煙することができます。

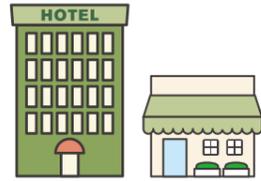


### 屋内禁煙

飲食店や事務所、工場、娯楽施設、ホテル(旅館)の屋内では、喫煙することができません。

※喫煙専用室または加熱式たばこ専用室が設置されている施設では、喫煙することができます。また、既存の飲食店のうち、規模の小さい店舗については、屋内で喫煙できる店舗があります。

※家庭、ホテル(旅館)の客室など居住用の場所や屋外は、法規制の対象とはなりません。ただし、できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するよう配慮が必要です。



## 受動喫煙による体への影響

たばこの煙には、発がん性物質やニコチン、一酸化炭素など多くの化学物質が含まれています。受動喫煙によっても、それらの有害物質は体内に取り込まれ、血管の傷害や血圧上昇などさまざまな影響を体にもたらします。特に肺がんや虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群は、受動喫煙によりリスクが高まるとされています。



### Interview インタビュー

## 受動喫煙を防ぎましょう

今年の4月から健康増進法の改正により、受動喫煙を防止する取り組みが強化されます。今回の改正で受動喫煙防止対策が強化される理由は、受動喫煙の影響を受けやすい未成年や病気にかかっている人に配慮したことが大きいです。また、世界保健機関(WHO)の基準において、日本のたばこ対策が「最低レベル」と評価されていたことも理由の一つです。

平成28年の県民健康意識行動調査によると、20〜40歳代での喫煙率が男女ともに高い傾向にありました。この世代は妊娠・出産・子育てをする時期と重なります。妊娠中にたばこを吸うと、流産や低出生体重の可能性が高くなります。妊婦は禁煙が必要ですが、ニコチンの依存性によりなかなかやめられない場合もあ



保健所健康課 田口 絵莉子

ります。妊娠を考えている人は、妊娠前から禁煙に取り組みましょう。また同調査の分煙実行状況の項目を見ると、職場・家庭の両方で分煙を実行する人の割合は35・6%、家庭のみは26・1%、職場のみは17%、どちらもしていない人は19%でした。今回の改正法では、人の居住する場所が規制の対象とはなっていませんが、家庭内においても受動喫煙は生じます。特に子どもが受動喫煙にさらされると、中耳炎や気管支ぜんそくのリスクを高めます。家庭内でも受動喫煙が起らないように家族全員で気を付けましょう。

## マナーからルールへ

健康増進法の改正によって、多くの施設において屋内が原則禁煙となります。施設の出入口に、禁煙マークの標識を貼っている施設では、喫煙することができません。

※禁煙マークの標識は、掲示を義務付けられていません。ただし、喫煙可能な施設には、指定された標識の掲示が義務付けられています。



### 【受動喫煙対策の新しいルール】



多くの施設において  
屋内が原則禁煙



20歳未満の人は  
喫煙エリアへの  
立入禁止



屋内での喫煙には  
喫煙室の設置が  
必要



喫煙室には  
標識掲示が  
義務付け

## 喫煙可能な施設の標識

施設内に喫煙できる場所がある場合は、喫煙室と、その施設の主な出入口の見やすい場所にその旨が表示されています。

### 【標識例】



【喫煙可能店の標識】  
店内が喫煙可能であること、20歳未満は入れないことを示しています。



【喫煙専用室の標識】  
喫煙場所であること、20歳未満は入れないことを示しています。



【喫煙専用室設置施設の標識】  
施設内に喫煙専用室があり、それ以外の場所は禁煙であることを示しています。

なくそう！望まない受動喫煙

望まない受動喫煙を防止するため、改正された健康増進法が4月1日から全面施行されます。多くの人が利用する施設などの禁煙と喫煙のルールが定められました。

保健所健康課 ☎536・2517